

財務大臣 鈴木 俊一 殿



写

令和4年4月1日

全国青年税理士連盟

会長 亀川 貴之

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第10下田ビル7F

電話 03-3354-4162



## e-Tax の接続障害に対する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

さて令和4年3月14日からe-Taxの接続障害（以下「本障害」という。）が断続的に発生し、e-Taxにログインができない、ログインができるても送信ができない又は送信に時間を要するなど、納税者及びその税務代理人である税理士の税務申告業務に多大なる支障が生じました。

昨今の税制改正においては、大法人への電子申告義務化や、65万円の青色申告特別控除適用に当たって、電子申告を要件の一つにするなど、半ば強引とも取れる手法により電子申告の推進が行われてきました。にもかかわらず申告所得税及び贈与税の申告期限直前にアクセスが集中したという理由でこのような障害が発生してしまっては、納税者及び税務代理人に極度の不安を与え、想定外の負担を強いることになり、電子申告に対する信頼を揺るがしかねません。

それだけではなく、このような障害が起こった場合に備えておくべき法整備が行われておらず、国税庁からの発表を待つて現場は対応したため、混乱に拍車がかかりました。その発表も申告期限ギリギリまで行われなかつたうえ、延長対象の範囲も明確でなく、青色申告特別控除額の取扱いについて二転三転するなど、税理士が代理人となっていない納税者には理解が難しく、納税者が望む税務手続きが困難な状況が生み出されております。

また当初の発表では、申告期限を遵守してもらうため納税者に書面での提出を推奨していた一方、書面提出の場合には65万円の青色申告特別控除は適用できないとしており、適用を受けるためには期限後に個別延長の手続きを踏んでe-Taxで申告するよう案内がなされました。このような手続きは納税者にとって分かりにくい上、本障害の発生の様な納税者にとって不可抗力な状況において、申告期限を遵守するために採った申告方法によって不利な取り扱いがなされることは租税の公平性を損ねことにつながり、到底容認することは出来ません。

よって当連盟は、今後納税者が安心かつ円滑に税務申告が出来る態勢を整えるよう、下記に掲げる事項を要望いたします。

1. 本障害について更なる詳細な調査、分析をして、原因を数値的に判明させた上で、電子申告を希望する納税者が一斉にアクセスしても接続障害が起きぬよう、システムを強化すること
2. 今後接続障害が生じた場合には即日に一律延長とができるよう、有事の際の規定の法整備をすること。また申告期限を遵守する対応を探った納税者が不利な取り扱いを受けぬよう、やむを得ず電子申告が出来なかつた場合の宥恕規定を設けること

以上

写

国税庁長官 大鹿 行宏 殿



令和4年4月1日

全国青年税理士連盟

会長 亀川 貴之

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第10下田ビル7F

電話 03-3354-4162



## e-Tax の接続障害に対する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

さて令和4年3月14日からe-Taxの接続障害（以下「本障害」という。）が断続的に発生し、e-Taxにログインできない、ログインができるても送信ができない又は送信に時間を要するなど、納税者及びその税務代理人である税理士の税務申告業務に多大なる支障が生じました。

昨今の税制改正においては、大法人への電子申告義務化や、65万円の青色申告特別控除適用に当たって、電子申告を要件の一つにするなど、半ば強引とも取れる手法により電子申告の推進が行われてきました。にもかかわらず申告所得税及び贈与税の申告期限直前にアクセスが集中したという理由でこのような障害が発生してしまっては、納税者及び税務代理人に極度の不安を与え、想定外の負担を強いることになり、電子申告に対する信頼を揺るがしかねません。

それだけではなく、このような障害が起こった場合に備えておくべき法整備が行われておらず、国税庁からの発表を待つて現場は対応したため、混乱に拍車がかかりました。その発表も申告期限ギリギリまで行われなかつたうえ、延長対象の範囲も明確でなく、青色申告特別控除額の取扱いについて二転三転するなど、税理士が代理人となっていない納税者には理解が難しく、納税者が望む税務手続きが困難な状況が生み出されております。

また当初の発表では、申告期限を遵守してもらうため納税者に書面での提出を推奨していた一方、書面提出の場合には65万円の青色申告特別控除は適用できないとしており、適用を受けるためには期限後に個別延長の手続きを踏んでe-Taxで申告するよう案内がなされました。このような手続きは納税者にとって分かりにくい上、本障害の発生の様な納税者にとって不可抗力な状況において、申告期限を遵守するために採った申告方法によって不利な取り扱いがなされることは租税の公平性を損ねことにつながり、到底容認することは出来ません。

よって当連盟は、今後納税者が安心かつ円滑に税務申告が出来る態勢を整えるよう、下記に掲げる事項を要望いたします。

1. 本障害について更なる詳細な調査、分析をして、原因を数値的に判明させた上で、電子申告を希望する納税者が一斉にアクセスしても接続障害が起きぬよう、システムを強化すること
2. 今後接続障害が生じた場合には即日に一律延長とができるよう、有事の際の規定の法整備をすること。また申告期限を遵守する対応を採った納税者が不利な取り扱いを受けぬよう、やむを得ず電子申告が出来なかった場合の宥恕規定を設けること

以上

写

日本税理士会連合会 神津 信一 殿



令和4年4月1日

全国青年税理士連盟

会長 亀川 貴之

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第10下田ビル7F

電話 03-3354-4162



## e-Tax の接続障害に対する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

さて令和4年3月14日からe-Taxの接続障害（以下「本障害」という。）が断続的に発生し、e-Taxにログインができない、ログインができても送信ができない又は送信に時間を要するなど、納税者及びその税務代理人である税理士の税務申告業務に多大なる支障が生じました。

昨今の税制改正においては、大法人への電子申告義務化や、65万円の青色申告特別控除適用に当たって、電子申告を要件の一つにするなど、半ば強引とも取れる手法により電子申告の推進が行われてきました。にもかかわらず申告所得税及び贈与税の申告期限直前にアクセスが集中したという理由でこのような障害が発生してしまっては、納税者及び税務代理人に極度の不安を与え、想定外の負担を強いることになり、電子申告に対する信頼を揺るがしかねません。

それだけではなく、このような障害が起こった場合に備えておくべき法整備が行われておらず、国税庁からの発表を待つて現場は対応したため、混乱に拍車がかかりました。その発表も申告期限ギリギリまで行われなかつたうえ、延長対象の範囲も明確でなく、青色申告特別控除額の取扱いについて二転三転するなど、税理士が代理人となっていない納税者には理解が難しく、納税者が望む税務手続きが困難な状況が生み出されております。

また当初の発表では、申告期限を遵守してもらうため納税者に書面での提出を推奨していた一方、書面提出の場合には65万円の青色申告特別控除は適用できないとしており、適用を受けるためには期限後に個別延長の手続きを踏んでe-Taxで申告するよう案内がなされました。このような手続きは納税者にとって分かりにくい上、本障害の発生の様な納税者にとって不可抗力な状況において、申告期限を遵守するために採った申告方法によって不利な取り扱いがなされることは租税の公平性を損ねることにつながり、到底容認することは出来ません。

よって当連盟は、今後納税者が安心かつ円滑に税務申告が出来る態勢を整えるよう、貴会が下記に掲げる事項を関係各所に改善要望することを求めます。

1. 本障害について更なる詳細な調査、分析をして、原因を数値的に判明させた上で、電子申告を希望する納税者が一斉にアクセスしても接続障害が起きぬよう、システムを強化すること
2. 今後接続障害が生じた場合には即日に一律延長とができるよう、有事の際の規定の法整備をすること。また申告期限を遵守する対応を採った納税者が不利な取り扱いを受けぬよう、やむを得ず電子申告が出来なかった場合の宥恕規定を設けること

以上